

第2次東郷町 地域福祉グランドデザイン

東郷町では、令和 8（2026）年度から令和 13（2031）年度を計画期間とする「第2次東郷町地域福祉グランドデザイン」をつくりました。

「東郷町地域福祉グランドデザイン」とは、東郷町において「地域共生社会」を実現するための福祉分野における指針となる計画です。地域福祉や福祉施策を進めていくに当たり、関係機関や町民の皆さんと現状や目指すべき方向、今後やるべきことを共有し、共に推進していくためのものです。

地域共生社会とは？

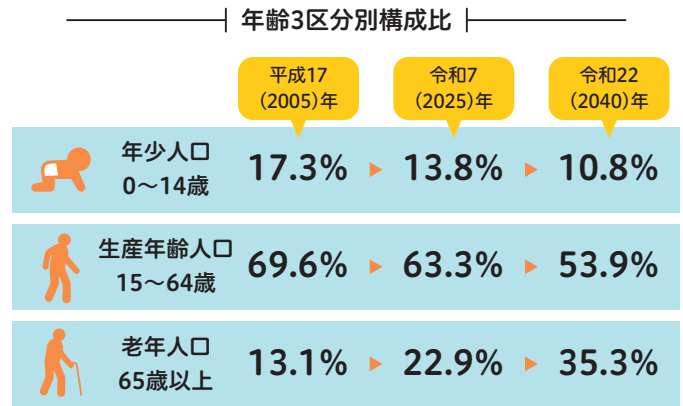
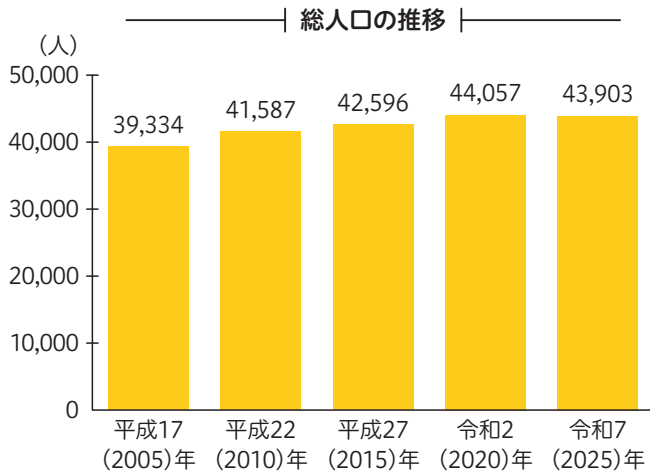


地域共生社会とは「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会」のことです。

東郷町はどんな状況？

人口の状況

人口は、令和7(2025)年で43,903人となっており、令和2(2020)年までは増加していましたが、その後減少に転じています。年齢3区分別構成比をみると、少子高齢化が進行しています。



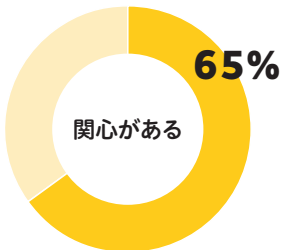
資料：住民基本台帳(各年3月31日現在)

※令和22(2040)年のみ第2期東郷町人口ビジョン・まち・ひと・しごと創生総合戦略

アンケートからみる状況

東郷町でも、人口減少で少子高齢化がすすんでいくんだね。

地域福祉に関心がある町民の割合



日頃から助け合いをしている町民の割合

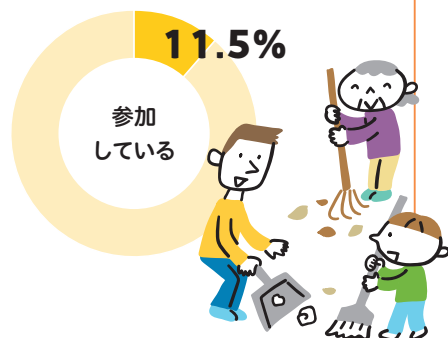


地域に居場所があると思う町民の割合



地域福祉に関心がある人は6割以上いるけど、実際に助け合いをしたり、ボランティアに参加している人は少ないね。

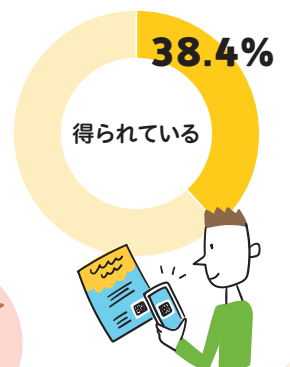
ボランティアや町民主体のNPO活動に参加している町民の割合



悩みや不安を相談する場所がある町民の割合

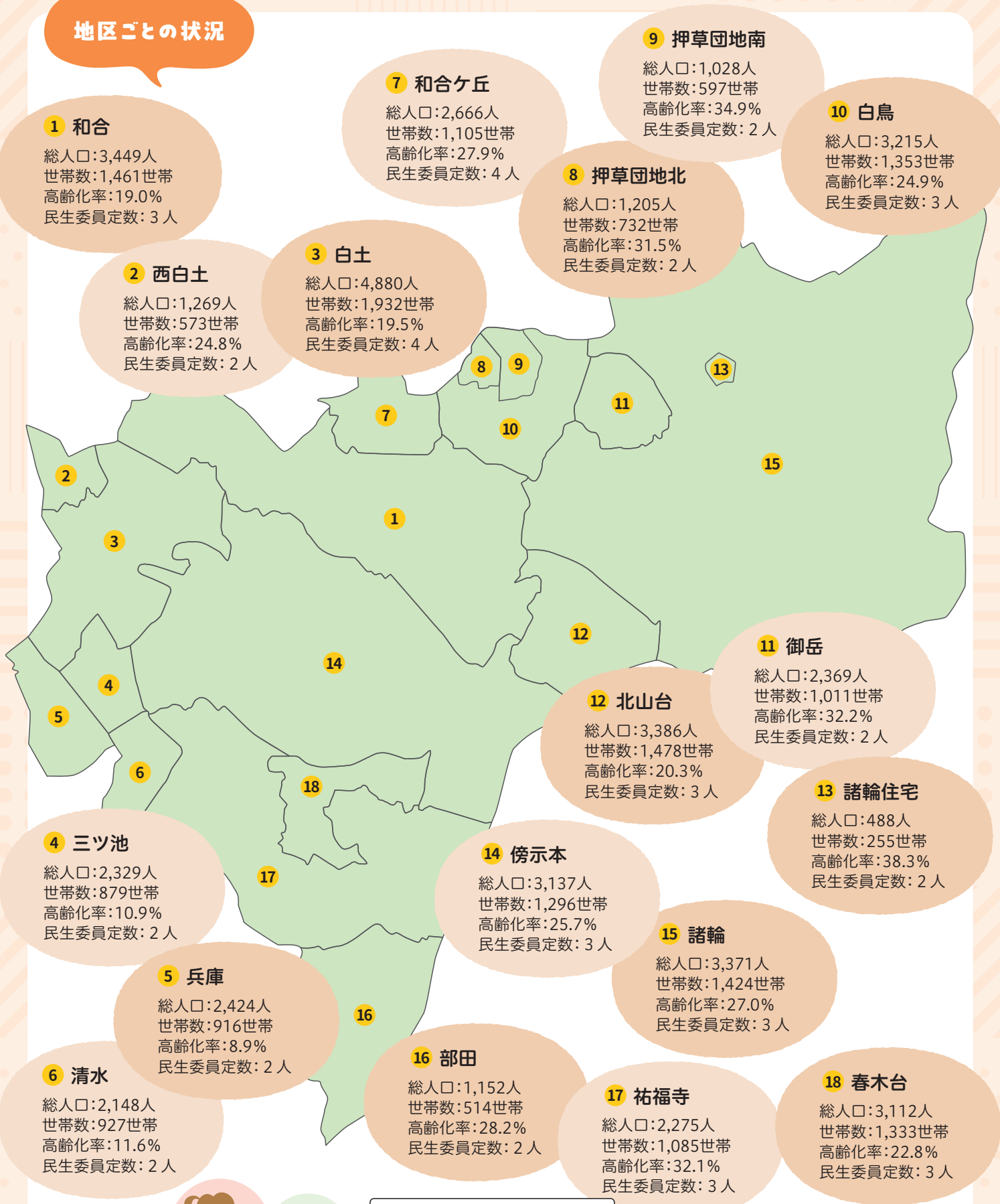


生活に必要な福祉の情報が得られている町民の割合



相談する場所がある人が約9割だけど、すべての人に相談する場所があるといいね。

地区ごとの状況



地区ごとにこんなに人口や高齢化率に差があるんだね！

令和7(2025)年3月31日現在

地域福祉計画・地域福祉活動計画とは？

地域福祉計画は、地域共生社会の実現に向けて、地域の助けによる福祉（地域福祉）を推進するための「理念」や「仕組み」を定める計画です。

地域福祉活動計画は、地域福祉を推進するために必要な取組や活動を具体的に示す住民主体の自主的・自発的な計画です。

東郷町では、基本理念「いつでも どこでも だれとでも みんなでつくる あたたかいまち TOGO」を掲げ、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」を一体的に策定し、推進します。

基本理念

**いつでも どこでも だれとでも
みんなでつくる あたたかいまち TOGO**



社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法に位置付けられた公共性・公益性の高い民間団体です。住民や住民組織、ボランティア・NPO、福祉関係者と協働して、地域の福祉課題の解決に向けた取組や、高齢者及び障がい者の福祉サービス等を実施しています。

東郷町社会福祉協議会では、地域支え合いコーディネーター（SC）、コミュニティソーシャルワーカー（CSW）、ボランティアセンター（VC）を配置しています。この3者が地域に出向き、共に地域をつくっていくためのネットワーク強化を進めています。

SC

「地域支え合いコーディネーター」
のことで、地域住民と一緒に地域の生活課題を見つけ、話し合いをしています。その中で支え合いの住民活動が生まれるようお手伝いをしています。



CSW

「コミュニティソーシャルワーカー」
のことで、ふくしの何でも相談員です。困っている人に対する個別支援や地域への働きかけを通じて、地域にある福祉課題に対応します。



VC

「ボランティアセンター」
のことで、ボランティアしたい人と来てほしい人のマッチングをしています。多くの方が自分に合ったボランティアが見つかるよう応援しています。



基本目標

1

つながり支え合う地域づくり

地域で誰もが安心して暮らしていくためには、地域におけるつながりや支え合いが不可欠です。住民の困りごとを早期に発見し、必要な支援につなげていくためには、日頃から顔の見える関係を築いている隣近所など、地域住民の気づきが重要な役割を果たします。

身近な地域でつながり、支え合う関係を構築するため、町民一人一人の福祉や地域への関心や意識を高める啓発、福祉教育の充実を図るとともに、地域における居場所づくりや生きがいづくりを推進します。

また、地域福祉活動を継続的に実施するためには、活動の担い手となる人材が必要不可欠です。担い手となる人材の確保や育成に取り組むとともに、多様な主体の地域への参画やつながりづくりを促進します。

基本施策

1 福祉や地域に対する関心・意識の向上

福祉を学ぶ機会の充実／人権尊重・相互理解に向けた意識啓発／
地域福祉の理解促進と課題共有の場の創出

2 地域福祉活動の担い手づくりと活動を支える仕組みづくり

民生委員・児童委員の活動支援／福祉活動の担い手づくりと支援／
町民活動・ボランティア活動等の活性化

3 地域での支え合いの推進

区・自治会活動の活性化／見守り・声掛けの推進／地域の防災・災害対応力の強化／地域活動の活性化

4 孤立防止と生きがいづくりの推進

地域の多様な居場所づくり／社会参加や交流の促進

5 地域の多様な主体間のつながりの促進

多様な主体(企業・学生)の参画促進／地域で新たにに取り組む協働事業への支援



取組事例

認知症サポーター養成講座

認知症に関する正しい理解の普及啓発のため実施しています。認知症サポーターは特別なことをする人ではなく、認知症の当事者や家族を温かく見守る、できる範囲で声かけ等を行う応援者です。



悩みや困りごとを安心して相談できる

基本目標

2

丸ごと受け止める体制づくり

近年、支援を必要としている人の困りごとや悩みごとは、複雑化・複合化しており、従来の縦割りの枠組みでは対応が困難なケースも多くみられます。こうした状況に対応するためには、全庁横断的な体制により包括的な支援を推進していく必要があります。

町民が身近なところで、いつでも相談できる体制の充実を図るとともに、地域の中で解決できない相談に対応するため、各専門機関と連携した支援体制の構築を進めます。

また、町民が福祉制度やサービスについて正しく理解し、必要なときに適切に利用できるよう、多様な福祉サービスの充実を図るとともに、福祉に関する情報の適切な発信など周知に取り組みます。

基本施策

1 包括的な相談支援体制の充実

属性を問わない相談支援の充実／各相談機関の機能と連携の強化／地域の身近な相談先としての機能強化

2 連携により支援につなぐ仕組みの充実

包括的な支援体制の構築／重層的支援会議による連携強化／アウトリーチ支援体制の構築／支援が届きにくい人へのアウトリーチ支援／参加支援

3 多様な福祉サービスの充実

福祉人材の育成・確保／共生型サービス等の分野横断的な福祉サービスの展開／民間事業者や社会福祉法人による多様なサービスの充実／住民主体の支え合い活動の創出

4 福祉に関する制度やサービスの周知

多様な媒体を活用した情報提供／全ての人に分かりやすい行政情報の発信／情報アクセシビリティの向上



取組事例

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)の設置

ふくしの何でも相談員であるコミュニティソーシャルワーカー(CSW)を社会福祉協議会に設置することで制度の狭間の問題や、複雑化した課題を抱える人が社会とつながることで課題が解決することを目指しています。



誰もが大切にされる環境づくり

地域には、経済的に困窮している人や自ら判断することが困難な人、社会的孤立の状態にある人など、生きづらさや困りごとを抱えた人が存在します。地域に暮らす全ての人の権利が尊重され、安心して自分らしく暮らすことができるよう、誰もが大切にされる地域環境の整備を進める必要があります。

生活困窮者への包括的な支援、ひきこもりなどの課題を抱える人への個別的な支援、判断能力が不十分な人への成年後見制度の適切な利用促進や権利擁護体制の充実、犯罪や非行をした人の社会復帰への支援などに取り組みます。

また、自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であるとされています。誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることを支え合える地域づくりを推進します。

基本施策

1 生活困窮者などの自立支援の充実

生活・学習・住まいの包括的支援の充実／就労支援の充実／生活課題を支えるしくみづくり／生活困窮者支援を通じた地域づくり／貧困対策に関わる団体等との連携や支援

2 生きづらさを感じている人への支援の推進(ひきこもり等への支援)

相談しやすい体制づくり／当事者向けの居場所づくり／家族に対する支援の充実／支援者(理解者)の育成・支援

3 権利擁護支援体制の充実【成年後見制度利用促進計画】

制度の利用・理解の促進／高齢者、障がいのある人、子どもにおける虐待防止対策の推進／担い手の養成・支援／身寄りのない高齢者等への支援のあり方の検討／地域連携ネットワークの推進／権利擁護に関する相談支援の充実／日常生活自立支援事業の実施

4 犯罪や非行をした人の社会復帰への支援の推進【再犯防止推進計画】

再犯防止に関する広報・啓発／生活基盤の安定に向けた支援／更生保護団体の活動支援

5 生きることを支え合う地域づくり【自殺対策計画】

自殺対策・こころの健康に関する周知・啓発／生きることを支える人材の育成／生きることの促進要因への支援／地域におけるネットワークの強化

取組事例

ゲートキーパー養成講座

自殺を未然に防ぐためには、自殺リスクを早期に発見し、必要な支援につなぐことが重要です。

そのため、身近な人の悩みのサインに気づき、声を掛け、悩みに耳を傾け必要な支援につなげ、見守る役目を担う人材を養成しています。



私たちにできること



障がい、認知症など福祉に関する課題について正しい理解を深めましょう。

興味のあるボランティアに参加してみましょう。



地域のイベントや通いの場、サロンなどに参加し、地域の人と交流しましょう。



広報紙やホームページなどに目を通し、必要な情報を得るようにしましょう。

自分だけで悩みや不安を抱え込まず、必要に応じて相談窓口や専門機関に相談しましょう。



困りごとを抱えている人に気付いたら、相談窓口を案内しましょう。



困りごと相談窓口（関係機関）

相談内容	名称	電話番号等	相談日・受付時間
身体・知的障がい者および難病の人の生活や就労	町障がい者相談支援センター「ローゼル」	0561-39-0994	平日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後5時
身体・知的・精神障がい、難病の人および障がい児の生活や就労	町委託相談支援事務所「フライン」	0561-56-0732 （役場福祉課）	平日（祝日、お盆、年末年始を除く） 午前9時～午後4時
高齢者に関すること	北部地域包括支援センター 町社会福祉協議会	0561-38-8551	平日（祝日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分
	南部地域包括支援センター 東郷苑	0561-56-3112	平日（祝日、年末年始を除く） 午前8時45分～午後5時30分
ひきこもりに関すること	町ひきこもり相談窓口「トモニ」	0561-56-0763 （役場福祉課）	平日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後5時
地域とふくしに関すること	町社会福祉協議会 コミュニティソーシャルワーカー（CSW）	0561-37-5411 （町社会福祉協議会 地域福祉課）	平日（祝日、年末年始を除く） 午前8時30分～午後5時15分
妊娠から出産、 こども・子育てに関する相談	町こども家庭センター	0561-37-5813 （役場こども保健推進室）	平日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午後4時

第2次東郷町 地域福祉グランドデザイン

概要版

発行年月/令和8（2026）年3月

発行/東郷町福祉こども部福祉課
〒470-0198

愛知県愛知郡東郷町大字春木字羽根穴1番地
電話：0561-56-0732（直通）

社会福祉法人 東郷町社会福祉協議会
〒470-0151

愛知県愛知郡東郷町大字諸輪字北山 158-90
電話：0561-37-5411